

序 章

はじめに

『静岡市住生活基本計画』の概要と位置付けを示します。

序 章 はじめに

1 計画改定の背景と目的

我が国では、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯減少社会が到来しても現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、2006（平成18）年6月に住生活基本法を制定、同年9月に『住生活基本計画（全国計画）』を策定し、従来の「住宅の供給」から「既存住宅の活用」へと施策の方向が転換されました。

また、2021（令和3）年3月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新たな日常」やDXの進展、頻発・激甚化する自然災害への対応、脱炭素社会の実現等を踏まえ、新たな住生活基本計画（全国計画）が策定されました。

本市では、『静岡市住生活基本計画（以下、「本計画」という。）』を2018（平成30）年度に策定し、その内容に基づいて市民の皆さんのがより良い住まいで暮らせるよう、住宅分野に関する取組を進めてきました。計画策定から4年が経過し、住生活に関わる様々な課題や社会経済情勢の変化に対応するため、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に資する本計画の改定を行います。

●計画改定の経緯

平成21年3月 静岡市住生活基本計画 策定

平成31年3月 静岡市住生活基本計画 改定

静岡市の住生活を取り巻く環境の変化

■人口・世帯

人口減少・少子高齢化の進行

自然減・社会減の進行

■住宅の状況

住宅ストック数は量的に充足

既存住宅の流通促進

「空き家」の増加に伴う
管理不全な空き家問題の顕在化

高経年マンションの増加と
適切な維持・管理の課題化

住宅の耐震性の確保・向上

住宅ストックにおける環境配慮の
必要性の高まり

■住まいの状況

住宅セーフティネット機能の強化

市街地における定住人口の維持と
中山間地域の活用

二酸化炭素排出量の削減に向けた取組の実施

市街地の安全性確保の必要性の高まり

■社会情勢の変化

脱炭素社会の実現に向けた取組の強化

コロナ危機を契機とした
住まい方・働き方の多様化

頻発・激甚化する自然災害への対応強化

住宅分野・まちづくり分野のDXの進展

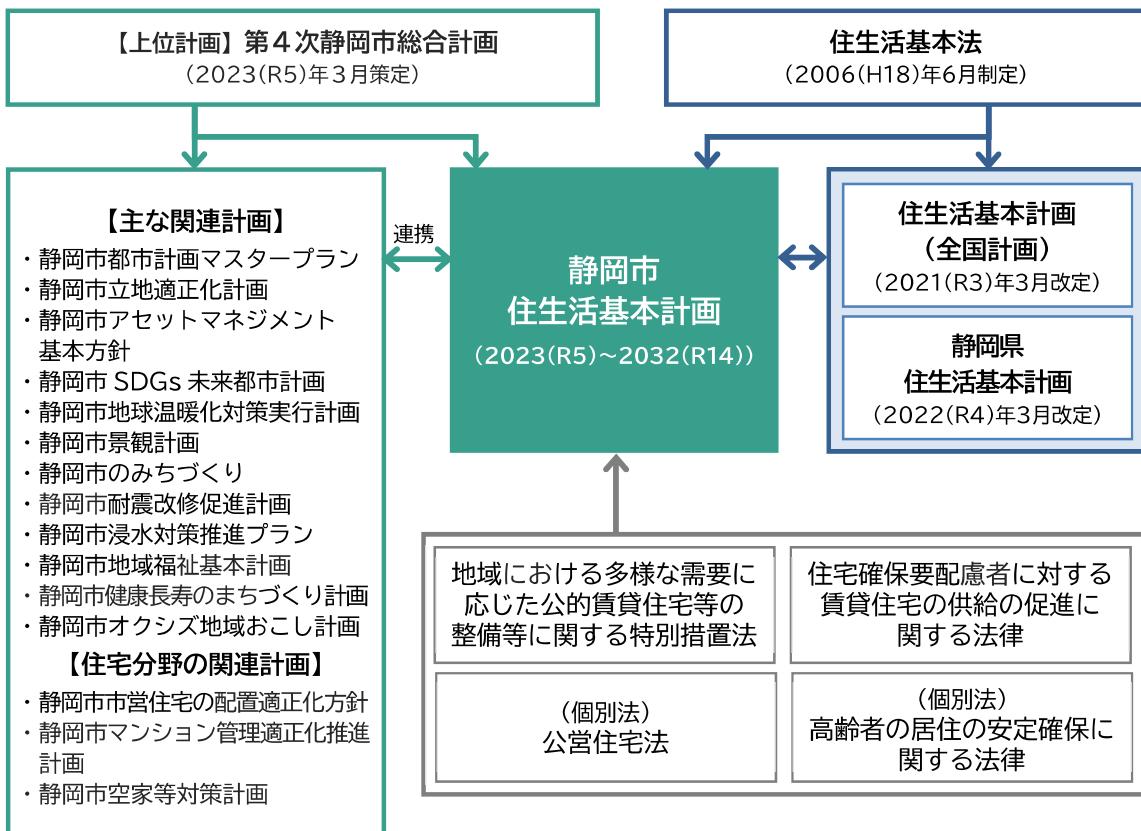
令和5年3月 静岡市住生活基本計画 改定

2 計画の位置付け

本計画は、住生活基本法に基づき、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方向を定め、本市の住宅政策を総合的に推進するための計画です。

『静岡市総合計画』をはじめとする上位関連計画との連携・整合を図るとともに、住生活基本法及びそれに基づく全国計画、県計画との整合を図ります。

●静岡市住生活基本計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

●静岡市住生活基本計画の計画期間

| | 2015 | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 |
|---------------------|---------------|--------------|--------------|-----------|---------------|------|
| 第4次 静岡市総合計画 | | | 2023 (R5) | 計画期間:8年間 | 2030 (R12) | |
| 静岡市 都市計画マスター プラン | 2016 (H28) | | | 計画期間:20年間 | 2035 (R17) | |
| 静岡市 立地適正化計画 | | 2019 (R1) | | 計画期間:17年間 | 2035 (R17) | |
| 静岡市 住生活基本計画 | | | 2023 (R5) | 計画期間:10年間 | 2032 (R14) | |